

宮城県さくらハイツ指定管理者募集に関する質問及び回答

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課

| 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|--|---|--|
| Iの第4（要項3頁） 「管理に要する経費」について | ①物価高騰による光熱水費、修繕費など予算を超過する状況について、指定管理料とは別に費用補填等の対応について伺いたい。 | ①現基本協定及び年度協定書と同様の取扱いを想定しており、指定期間中の著しい物価変動等、指定管理料の額を変更すべき事由が発生したときは、指定管理者と宮城県が協議し決定するものとします。 |
| | ②予算や事業計画が合意に達せず年度内に協議が不調となった場合の対応、取り扱いについて伺いたい。 | ②現基本協定及び年度協定書と同様の取扱いを想定しておりますが、必要に応じて指定管理者と宮城県が協議して決定するものとします。 |
| Iの第7（要項4頁） 「指定管理者と宮城県のリスク分担」について | ①「リスク分担表」の維持補修の「甲の事由」の内容を伺いたい。 また、築20年を経過し経年劣化による大規模な修繕が必要になった場合の予算措置など今後の県の対応と方向性について伺いたい。 | ①「リスク分担表」の維持補修の「甲の事由」については、県の過失等による敷地、建物、設備等の破損に係る修繕経費を想定しています。 大規模修繕に関する予算措置については、各施設の個別施設計画に基づき、修繕の必要性や修繕年度等を総合的に判断し検討いたします。 |
| IIの第3の1（2）（要項8頁）「申請資格」 Vの第5の2（要項15～16頁）「業務従事者の配置」 | ①「宮城県コスモスハウスと一体的に運営できる法人であること」と記載されており、それぞれの要項の業務従事者の配置として「施設長」とされています。女性新法の施行により困難な問題を抱える女性の支援も多岐にわたり支援の底辺が広がっている現状があります。 今後の県民の福祉向上のためにもそれぞれの施設に「施設長を配置」し、県の女性支援事業について今後の県の考え方、合わせて施設長の予算措置について伺いたい。 | ①募集要項上、施設の管理運営を行うにあたり、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第27条及び第28条に基づき、業務従事者を配置することとされており、また、職員は、専ら母子生活支援施設の職務に従事するも者としていますが、「児童福祉施設最低基準」の要件に合致した上で、入所者等の処遇に支障がない場合はこの限りではないとしているものであり、実情に応じた配置とすることが望ましいと考えます。 |